

## (2) 指定管理料額

総額及び年度内訳	提示額	県指定管理料上限額	備考
総額（5力年）	2,477,920千円	2,490,406千円	
平成31年度	496,414千円	498,618千円	
平成32年度	498,201千円	501,257千円	
平成33年度	496,142千円	498,507千円	
平成34年度	495,958千円	498,202千円	
平成35年度	491,205千円	493,822千円	

\* 上記の金額は、平成31年10月に消費税が10%に引き上げられることを見込んだ額です。

## 4 団体の財政基盤・経営基盤

基本財産は300万円で、県が1/2、市町が1/2の出資によるものです。

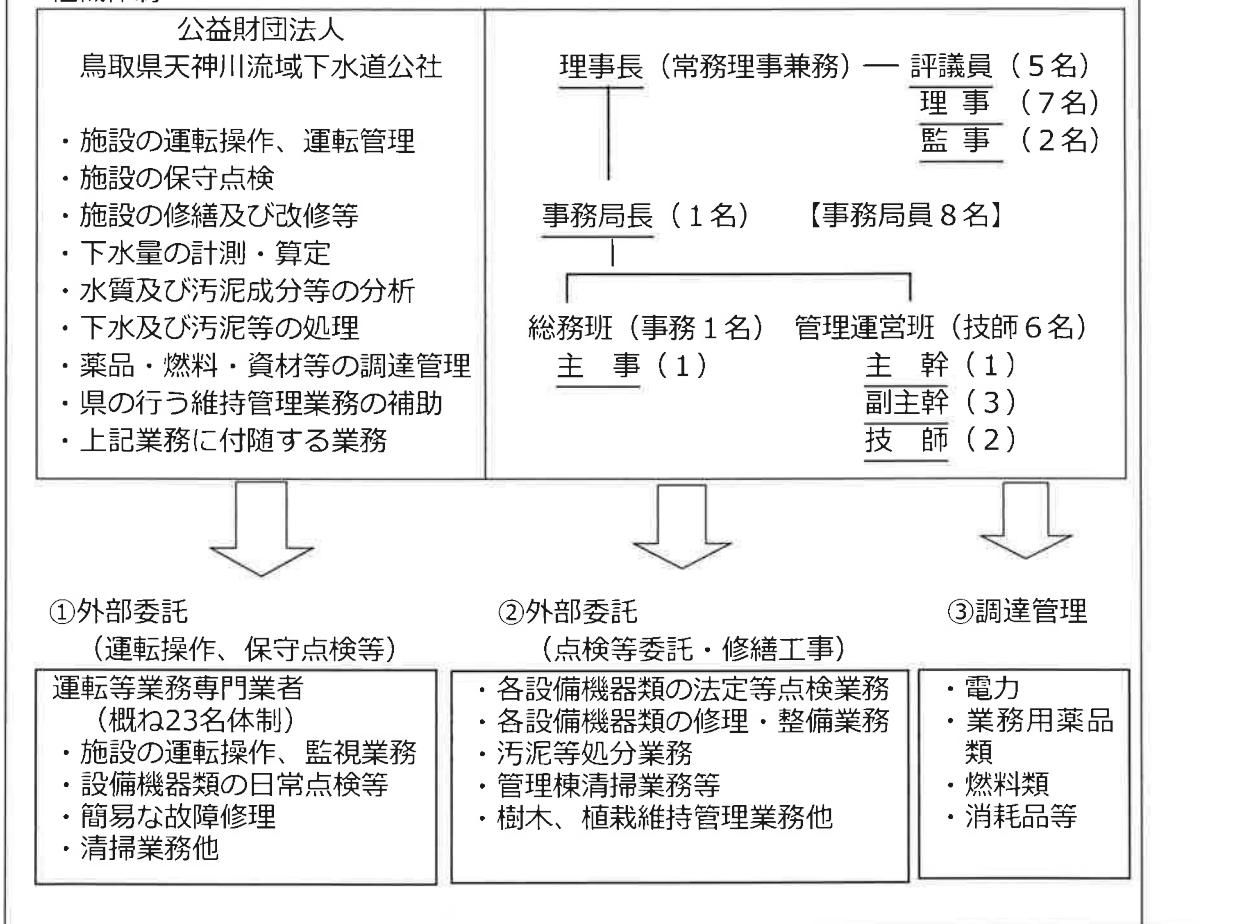
公社の事業経営は、県からの指定管理料で運営します。指定管理者業務は公益財団法人の公益事業であり、決算により指定管理委託料を毎年度精算し、執行残金が発生した場合は、全て県へ返納します。

## 5 組織及び職員の配置等

### (1) 管理運営の組織

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社の組織体制は下図のとおりです。 当公社は、電気・機械・水質等の専門技術者の配置と執行体制の下で、24時間、365日連続運転の下水処理工程と多種多様な施設設備の維持管理等を適正かつ効率的・安定的に行うために、運転操作・監視、保守点検及び法定点検等は外部委託を適切に活用する業務形態としています。 従って、当公社は、業務全般の企画及び計画立案、外部委託及び外注工事（工事請負）等の業務全般の指導・監督、水質管理に基づく臨機の対応指示、事故（故障）に係る判断と方針指示、緊急時の対応等の業務に係る総括とマネジメントを行うとともに、設備機器類の修繕工事等の設計・工事監督及び薬品類、電力等の調達管理等を執行する業務体制としています。 理事長は常務理事を兼務し、指定管理者業務の総合企画及び管理運営の方針や予算執行等の業務全般を所掌します。 評議員、理事は、天神川流域下水道維持管理費を負担する流域関連市町の市長又は町長等が就任し、管理運営に対して意見を言うなど経営に関与し、業務改善への反映を図ります。 管理運営を執行する事務局職員は、事務局長を含む総務班2名、管理運営班6名からなる8名体制です。 管理運営班は、水処理・汚泥処理工程の運転管理、水質管理、保守点検や修繕工事等の施設の維持管理、脱水汚泥等の場外搬出、流量計測の集計分析などの業務を行います。 総務班は、外部委託や外注工事等の入札及び契約事務、薬品類や修理用部品及び電力等の調達管理、予算、決算、会計事務、下水道知識の普及・啓発等の業務を行います。	備考
--	----

・組織体制



## (2) 職員の職種等

(注1) 組織図に記載された職員すべてについて、雇用関係（常勤職員、非常勤職員、臨時職員、パート職員、委託職員等）、月勤務日数、担当する業務、年間の人工費見込額（法定福利費等を含む一切のもの）を記載すること。

(注2) 人工費の合計額(A)は、収支計画書(様式3-1、3-2)の平成31年度人工費の額と一致させること。

(注3) 実際の運営に当たっては、ここで示した人数を下回ることはできないこと。

(注4) 天神川流域下水道委託業務仕様書の人員体制に掲げる者については、必ず配置すること。ただし、外部委託先に所定の有資格者を配置させる場合は、欄外に当該資格名と配置人数を記載すること。

職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	資格等	H31 人工費 (千円)	備考
常務理事	常勤役員	22	公社業務の総括	下水道2種、技術士	5,617	
事務局長	常勤職員	"	事務局業務の総括	簿記2級、酸欠2種他		
総務班 (主事)	"	"	事務業務	酸欠2種、1種衛生管理者		
管理運営班 (主幹)	"	"	施設設備管理業務の総括	下水道3種、環境計量士（濃度）他		
" (副主幹)	"	"	施設設備管理業務	下水道3種、エネルギー管理士他		
" (副主幹)	"	"	施設設備管理業務	2種電気主任技術者、下水道3種、エネルギー管理士他	48,973	再雇用
" (副主幹)	"	"	水質等検査・分析業務	下水道3種、下水道2種、環境計量士（濃度）他		再雇用
" (技師)	"	"	施設設備管理業務	下水道3種、危険物乙4他		
" (技師)	"	"	施設設備管理業務	下水道3種、3種電気主任技術者他		
計	-	-	-	-	54,590	

外部委託先に配置させる資格名称と人数は下記のとおり。

- ・消防設備士（1）※消防設備士は運転管理委託先以外の専門業者

「天神川流域下水道委託業務仕様書」に記載された有資格者（下水道維持管理資格者、電気主任技術者等の14資格）の配置体制については、消防設備士を除き当公社職員で対応します。

消防設備士の配置については、消防設備等保守点検業務委託先で対応します。

今後とも資格取得等の技術研鑽を努め、配置体制の充実を図ります。

### (3) 日常の職員配置

公社職員の勤務時間は、8時30分～17時15分です。日常の配置場所は、天神浄化センター内（事務室、水質試験室、施設設備現場）です。

職名	場所及び配置時間	備考
常務理事	事務室（8:30～17:15）	
事務局長	事務室（8:30～17:15）	
主事	事務室及び現場（8:30～17:15）	総務班
主幹	事務室、水質試験室及び現場（8:30～17:15）	管理運営班 水質担当
副主幹	事務室及び現場（8:30～17:15）	管理運営班 管理担当
副主幹	"	"
副主幹	事務室、水質試験室及び現場（8:30～17:15）	管理運営班 水質担当
技師	事務室及び現場（8:30～17:15）	管理運営班 管理担当
技師	"	"

### (4) 人材育成

下水道施設の老朽化や人口減少など下水道事業を取巻く経営環境の変化や下水道技術の進歩等に対応できる人材育成及び公社組織運営を目指して行かなければなりません。このため、次のような方針及び取り組みにより人材育成を図っていきます。

#### (ア) 専門技術・知識等の技術力の向上

天神浄化センターの下水道機能を今後も効率的・効果的かつ最大限に発揮させるとともに、下水道維持管理技術の進歩に対応するためには、電気・機械・水質等の専門技術者の技術力向上の取り組みが不可欠です。

横断的な担当配置と一人一人の業務領域の拡大及び相互バックアップ体制の構築、資格取得等の技術研鑽並びに全国下水道研究発表会や日本下水道協会等の技術研修会への積極的な参加等により職員のスキルアップを図ります。

\* 平成29年8月の第54回下水道技術発表会では、管理運営班の技師が「鳥取県中部地震に伴う初動対応と今後の課題について」をテーマに技術発表を行いました。

#### (イ) 若手職員への技術継承

勤続25年以上の公社職員は4名です。ベテラン職員の蓄積された技術的知見・ノウハウ等の若手職員への技術継承及び判断力の向上が必要です。

現場業務を通じての若手職員への助言・指導や設備機器類の自前作業による保守点検とともに、毎月1回程度開催される「水処理・汚泥処理等検討会」での課題・テーマを選定しての調査研究・討議等により、引き続き職員育成と技術継承を図ります。

#### (ウ) 意識改革とコミュニケーションの向上

今後の厳しい経営環境への対応に向けて、職員一人一人が課題意識を持ち、コスト意識を高めることが公社組織運営の強化にも繋がっていきます。

法令遵守、C S向上の取り組み、業務能率評定と職員面談による自己啓発、職員間の意見交換の活発化、中期経営計画の進行管理等による経営意識の向上等を図り、公社の目指す方向性の共有と職場コミュニケーションの向上を推進していきます。

(注) 指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。

## (5) 障がい者又は高齢者の雇用計画

(注) 障がい者及び高齢者（65歳以上）の雇用計画について、職種、雇用関係、雇用人数等の計画を記載すること。

区分	職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	人数	備考
障がい者					0人	
						0人
高齢者	技師	非常勤職員	17日	水質分析業務	1人	H34～
			計		1人	

## 6 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

(提出書類の受付期間の最終日から起算して3年前の日までの間)

[次の法令に係る監督行政機関からの指導等及び対応の状況について記載すること。] 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、水質汚濁防止法、下水道法、廃棄物の処分及び清掃に関する法律、個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例、鳥取県情報公開条例、鳥取県行政手続条例、天神川流域下水道条例、その他施設の維持管理・運営に関する法令  指導等は受けていません。	備考
--	----

## 7 法人等の社会的責任の遂行状況

### (1) 障がい者雇用

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、事業主は、一定の割合（法定雇用率）の障がい者を雇用することとされている。一般の民間企業は、法定雇用率2.2%が適用されており、常用労働者数45.5人以上の企業で、1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる。

[申請書の提出時点において該当する項目の□にレ点を付してください。]

- ア 常用労働者数45.5人以上の事業者であり、
  - 法定雇用率を達成している。  
(平成25年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障がい者雇用状況報告書」の写しを添付すること。)
  - 法定雇用率を達成していない。
- イ 常用労働者数が45.5人未満の事業者であり、
  - 障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）を雇用している。  
(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること。)
  - 障がい者を雇用していない。

### (2) 男女共同参画推進企業の認定

(注) 男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日男女第250号）により認定された事業所

[申請書の提出時点において該当する項目の□にレ点を付してください。]

- 男女共同参画推進企業に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）
- 男女共同参画推進企業に認定されていない。
- その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている。（認証等の写しを添付すること。）

### (3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I種又はII種規格認証等

(注) 鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）

：鳥取県版環境管理システム審査登録要綱（平成19年7月9日施行）により企業等の環境配慮活動を審査登録する制度。なお、TEAS I種及びII種規格については、鳥取県の認定する審査登録機関が、当該要綱に基づき審査登録を実施。

[申請書の提出時点において該当する項目の□にレ点を付してください。]

## ISO14001又はTEASⅠ種又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。（登録証等の写しを添付すること。）
  - 認証登録されていない。
  - その他の環境に配慮に関する類似規格の認定登録等を受けている。（登録証等の写しを添付すること。）
- \*毎年実施されている外部監査では、不適合はないとの審査結果です。

### (4) その他

- ・毎年4月に実施される天神川一斉清掃に多くの職員が参加しています。
- ・平成29年10月には、鳥取県中部地震に際しての応急復旧活動等に対する鳥取県知事感謝状を授与されました。

## 8 その他

### (1) 不明水量の増加と実態把握等

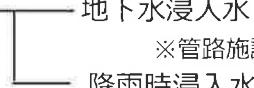
#### (ア) 震災に伴い不明水が増加し、一部の処理分区では現在もその状況が継続

下水道の不明水とは、各家庭や事業所及び工場等で発生し下水管に流入する汚水以外で、何らかの原因で地下水や雨水が下水管へ浸入してくるものです。

天神川流域下水道のような分流式下水道（汚水処理と雨水処理を分離）であっても、従前から降雨時に流入汚水量が増加するなど、雨水に起因とする不明水の存在は確認されていたが、平成28年10月の震災直後は、県及び市町管理のマンホールや管路等の被災に伴い流入汚水量が日量4,500m<sup>3</sup>（通常の1.23倍）の増加となるなど、損傷箇所からの地下水等の浸入水が顕著となっていました。

管路施設等の災害復旧工事が実施されているが、上井第2、羽合第2等の一部の処理分区では、震災前に比べて依然として流入汚水量が多くなっています。

不明水の分類



※宅内排水設備等の損傷や下水道への誤接続が原因と推定

#### (イ) 不明水の課題

##### ① 市町維持管理負担金への影響

不明水は流入汚水量の変動要因でもあり、不明水が増加した場合に通常通り流入汚水量実績に負担金単価を乗じれば、市町維持管理負担金が増加します。

##### ② 天神浄化センター維持管理費の増加

不明水が増加すれば、水処理棟への污水送水ポンプの電気使用量や薬品（塩素滅菌剤）の使用量が増加します。

##### ③ 天神浄化センター水処理工程への影響

流入汚水量が日最大処理能力の1.5倍程度の48,000m<sup>3</sup>（2,000m<sup>3</sup>/時）までは、短時間であれば平常処理が可能ですが、これ以上になれば、処理能力を上回る流入水は簡易処理を選択する必要があります。

※簡易処理とは、最初沈殿池で固体物を沈殿させた後、微生物処理を行わず塩素滅菌処理の後に放流すること。

#### (ウ) 実態把握及び今後の対策

県及び市町は、平成30年度に管路の不明水調査を実施するとともに、必要な修繕工事を行う予定です。

当公社は、処理分区毎に、過去数年間及び晴天時及び雨天時の流入汚水量の状況分析を実施し、降雨時の浸入水量の概略実態把握と原因調査を行うなど、今後の不明水対策に積極的に協力していきます。

備考

## ※委託、工事請負の発注予定

(注) 指定期間中に予定する委託、工事請負の発注の予定を、わかる範囲内で記載すること。なお、原則として県内事業者に発注しなければならないが、納入・受注できる業者が県内にないなどの特段の事情により県外事業者に発注する必要があるときはその理由を記載すること。

### 【工事請負】

種 別	内 容	期 間	金額 (千円) (概算)	発注先	選定 方法	県外事業者へ発注す る必要がある場合は その理由
送風機分解整備工事	1号、2号、3号送風機の分解整備、部品交換	H31・H34		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
水中工アレータ分解整備工事	1池、2池、5池、6池、7池、8池の水中工アレータの分解整備、部品交換	H31～H35の各年度		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
脱水ケーキ移送ポンプ分解整備工事	脱水ケーキ移送ポンプの分解整備、部品交換	H31		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
遮断器分解整備工事	電気設備の遮断器の分解整備、調整	H31～H35の各年度		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
し渣脱水機分解整備工事	し渣脱水機の分解整備	H31		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
着水井ゲート室修繕工事	着水井ゲートの取替	H31		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
主ポンプ分解整備工事	1号、3号、6号主ポンプの分解整備、部品交換	H32・H33・H35		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
ポンプ井攪拌機分解整備工事	1号、2号、3号ポンプ井の分解整備、部品交換	H32		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
ケーキ貯留サイロ点検整備工事	ケーキ貯留サイロの分解整備	H32・H34		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
流量計測設備修繕工事	流量計測設備の計測器の取替	H32・H33・H34・H35		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため

4号サンドポンプ修繕工事	サンドポンプの取替	H32		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
沈砂池ゲート修繕工事	沈砂池のゲートの取替	H32・H33		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県内</span> 県外	制限付一般競争入札	
無停電装置点検整備工事	無停電装置の点検整備	H32		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
分離液配管修繕工事	分離液配管の取替	H32		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県内</span> 県外	制限付一般競争入札	
供給汚泥濃度計修繕工事	供給汚泥濃度計の取替	H32		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
ベルト型濃縮機分解整備工事	ベルト型濃縮機の分解整備、部品交換	H33		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
機械濃縮機洗浄装置修繕工事	機械濃縮機の洗浄装置の改修	H33		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
着水井ゲート室・塩素混和池等修繕工事	着水井ゲート室、水処理棟塩素混和池他の壁面修繕	H33		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県内</span> 県外	制限付一般競争入札	
自家用発電設備分解整備工事	自家発内燃機関の機器類の点検整備	H34		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
PLC修繕工事	中央監視装置制御システムのPLCの取替	H34		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
1号初沈汚泥搔き機修繕工事	初沈汚泥の搔き機の修繕	H34		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
初沈・余剰汚泥ポンプ修繕工事	初沈、余剰汚泥ポンプの改修	H34		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
非常用放送設備修繕工事	非常用放送設備の取替	H34		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県内</span> ・県外	制限付一般競争入札	
2号スクリュープレス脱水機分解整備工事	スクリュープレス脱水機の点検整備	H35		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
若土ポンプ場分解整備工事	ポンプ場設備の分解整備	H35		県内・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県外</span>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
砂ろ過ポンプ修繕工事	砂ろ過設備のポンプの修繕	H35		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県内</span> 県外	制限付一般競争入札	